

東京海上・ベトナム株式ファンド

(年4回決算型) / (年1回決算型)

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用:東京海上アセットマネジメント株式会社



ベトナム株式市場格上げへの期待 - FTSE分類見直しを控えて

当資料は、当資料作成時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。

10月にFTSE社が市場分類を発表

ベトナムの「エマージング市場」への格上げが実現するかに注目が集まる

世界の機関投資家が運用成績の評価指標として参照する市場指数の開発、算出を行っているFTSE社は、2025年10月7日の米国市場終了後に株式市場分類の定期見直しの結果を発表する予定です。

ベトナムは現在「フロンティア市場」に分類されており、見直しにより「エマージング市場*」に格上げされるかに注目が集まっています。格上げされた場合、中長期的には、同社指数を参照する機関投資家からの資金流入が期待されることに加え、格上げ要件を満たしたことで、海外投資家のアクセス性が向上したと評価され、海外投資家のベトナム株式市場に対する信頼性が高まることが期待されます。

政府や市場関係者は「エマージング市場」の分類基準を満たすべく、市場制度の整備を進めてきました。ベトナムが格上げの障壁となっていた主要な課題に対処できているとFTSE社から評価を受ければ、今回の定期見直しで格上げが発表される可能性があると考えています。

*FTSE社は、市場規模や制度の整備状況に応じて、「エマージング市場」を「アドバンスド・エマージング」と「セカンダリー・エマージング」の2つのカテゴリーに分類しています。
ベトナムが格上げされた場合には、「セカンダリー・エマージング」に分類されます。

格上げに向けたベトナムの最近の取り組み状況

1 FTSE社が指摘した主要な課題の解決

決済制度の改善、外国人投資家の口座開設に要する時間と複雑さの軽減など、ベトナムはFTSE社が過去に指摘してきた全ての主要な課題に対処しました。また、決済システムの高度化につながる中央清算機関(CCP)メカニズム導入に向けたロードマップを策定したことにより、市場の制度整備の将来像に対する信頼性が全体的に向上します。

2 複数の政府機関による連携

証券委員会、財務省、ベトナム国家銀行、ベトナム証券預託機関の4つの政府機関が、2025年の共通の達成目標としてエマージング市場への格上げを扱うようになりました。このレベルの組織間連携は前例のないものであり、当局の格上げ達成に向けた強い姿勢がうかがえます。

3 市場関係者との実務面での密なコミュニケーション

主要な現地ブローカーと外国人アセットマネージャーを含むワーキンググループが組織され、投資家からの継続的なフィードバック(特に決済制度に関して)を収集し、9月のレビューに向けて迅速な課題解決を目指してきました。

格上げ発表から実際の組み入れまでには一定の時間が必要

ベトナムが格上げを達成した場合、FTSE社のエマージング市場指数への組み入れは2026年9月(約12か月後)に効力を発する可能性が高いと見ています。これは、FTSE社が規制や制度の状況について最終確認をするための時間や、投資家が組み入れを開始するまでの猶予期間を必要とするためです。このタイムラインは過去において他市場で実施された格上げのプロセスと一致しています。

なお、FTSE社の試算によると、ベトナムが格上げされた場合、同社のエマージング市場指数における同国株式の組み入れ時の構成比率は0.3%~0.5%となり、組み入れによりパッシブファンド(指数に連動するよう設計されたETFやその他のファンド)から8億~10億米ドルの資金流入が想定されています。また、これに先立ってアクティブファンド(指数を上回ることを目指して運用されるファンド)による資金流入も予想され、中長期的な株価の下支え要因となることが期待されます。

FTSE社のエマージング市場への格上げにおける発表から発効までの期間

市場	格上げ発表 (年/月)	格上げ発効 (年/月)	発表から 発効までの期間
クウェート	2017/9	2018/9	1年
サウジアラビア	2018/3	2019/3	1年
中国(A株)	2018/9	2019/6	9か月
ルーマニア	2019/9	2020/9	1年
アイスランド	2022/3	2022/9	6か月

※上記は一例であり、すべてを表すものではありません。

出所:FTSE社資料より東京海上アセットマネジメント作成

ベトナム株式は良好なファンダメンタルズが継続、 短期的な下落があった場合は良好なエントリーポイントとなる可能性

ベトナムの代表的な株価指数であるベトナムVN指数は、4月に米トランプ政権の相互関税の発表を受け急落したものの、その後は大きく反発し、年初来では30.8%の上昇となっています(9月24日現在。現地通貨ベース)。株価が大きく上昇したことで、期待通り格上げが実現した場合、あるいは反対に格上げが見送られた場合のいずれにおいても、初期の反応としては投資家の利益確定を誘うきっかけとなる可能性があります。

ただし、格上げの達成に向けたベトナム政府や市場関係者の改革への姿勢は強固であり、今回格上げが見送られた場合においても、市場心理が大きく損なわれる可能性は低いと考えられます。また、ベトナム株式市場は、格上げへの期待感だけでなく、景気支援的な財政・金融政策や、先行きの利益成長に対する期待感などが支えとなり、良好なファンダメンタルズが継続しています。

したがって、格上げの結果を問わず市場が下落した場合は、むしろ良好なエントリーポイントとなる可能性があると考えています。

ベトナムVN指数と
予想EPS(1株当たり利益)の推移
(2024年12月末~2025年9月24日、日次)



※予想EPSは12か月先予想EPSを使用

出所:ブルームバーグ

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

➤ ファンドの特色

1. 主としてベトナムの企業の株式等の中から、成長性が高いと判断する企業の株式等に投資します。

- 投資銘柄の選定にあたっては、定量分析や企業分析に基づいて、企業の成長性、ビジネスモデルおよび株価のバリュエーション等を勘案して行います。
- 未上場公開会社市場に登録された株式に投資する場合があります。
※DR（預託証券）に投資する場合があります。
DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。株式と同様に、金融商品取引所等で取引されます。

2. ベトナムの企業の株式等の運用は、「KIM Vietnam Fund Management Co.,Ltd.」(KIM Vietnam)が行います。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 「年4回決算型」、「年1回決算型」の2ファンドからお選びいただけます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

➤ ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

➤ ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■購入時に直接ご負担いただく費用

※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入時手数料	ご購入代金*に応じて、以下の手数料率を乗じて得た額 購入代金*：[1億円未満] 3.3%（税抜3.0%） 、[1億円以上5億円未満] 1.65%（税抜1.5%） 、 [5億円以上] 0.55%（税抜0.5%） * 購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込） ※「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
--------	---

■換金時に直接ご負担いただく費用

換金手数料	ありません
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.5%

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、 年1.76%（税抜1.6%） を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）を乗じて得た額（上限年99万円）を日々計上します。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入単位	一般コース（分配金を受取るコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 （詳しくは野村證券窓口にお問い合わせください。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して、7営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
換金制限	1日1件10億円を超える換金のお申込みの受付は行いません。また、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ホーチン証券取引所の休業日 ・ハノイ証券取引所の休業日
信託期間	年4回決算型 2044年11月22日まで（2018年6月15日設定） 年1回決算型 2044年11月22日まで（2018年7月27日設定）
決算日	年4回決算型 2月、5月、8月および11月の各22日（休業日の場合は翌営業日） 年1回決算型 11月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回決算型 年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型 年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 詳しくは野村證券窓口にお問い合わせください。 ※上記は、2025年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの関係法人

- 委託会社 東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- 受託会社 野村信託銀行株式会社
- 販売会社 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいかなかった場合も同様です。

[一般的な留意事項]

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成したお客様向け資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。●当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。●投資信託は、価値のある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。